報道資料（プレスリリース）

２８年６月３０　日発信
会社名：株式会社ウェル・カム
代表者名：代表取締役埜村（のむら）　順子（よりこ）

ストレスチェックの実施期限迫る！

～京都の中小企業（従業員 50 名以上）のメンタルヘルス体制は大丈夫？～

- 女性専門職スタッフによるストレスチェックの実施からモチベーションを上げるメンタルヘルス体制の構築まで一貫サポートするサービスが始まっています。

解説

労働安全衛生法により、医師・保健師による年 1 回のストレスチェックの実施が従業員 50 人以上の事業者に義務付けられました。（平成 27 年 12 月 1 日施行）平成 28 年度の実施期限は 11 月 30 日です。

まだまだ日があると思っていらっしゃる企業様もおられるかもしれませんが、ストレスチェックは通常実施までに 2～3 カ月の審議期間と規定作成期間が必要です。その後従業員への説明および情報提供を経て 2～3 週間かけて実施します。11 月末までに実施するのであればこの夏までに実施スケジュールを決めていかねばなりません。また、ストレスチェックは実施すれば、職場のストレスが軽減される、といったモノではなく、高ストレス者判定された従業員のケア体制＝メンタルヘルス体制が適切に構築されて初めて効果を持つものです。

※ストレスチェックの判定結果は直接本人に通知され本人の同意がなければ経営者には通知されません。

ストレスチェックは実施後のメンタルヘルス体制こそ重要です。

- **経営者・マネージャーが頭を抱える代表的な問題はこの３つ**

就業体制
医師面接後の就業措置の取り扱い

メンタル対策不同意者
高ストレス者なのに、医師面接に同意しなかった人

隠れ高ストレス者
本当は高ストレスなのに、面接の対象とならなかった人

ストレスチェックは、実施が決まった時点からこの 3 点にどう対応するかを考え、導入することが重要です。

産業保健室業務２５年

京都で、実績ある女性専門職によるメンタルヘルスの会社が誕生しました。

大企業で**メンタルヘルス休務者をゼロにした実績**を持つ女性専門職がストレスチェックの実施からその後のメンタルヘルス体制の構築まで一貫サポートする会社を**京都で設立**しました。

スタッフは**全員女性の有資格者**です。実施後以下のサポートを行います。

1. ラインケア　→職場の管理監督者へのアドバイスとサポート
2. 事業内資源の活用→産業医・衛生管理士・産業保健スタッフの活用（適切な産業医がいらっしゃらない場合紹介することも可能）

3、事業外資源の活用→高ストレスの方への適切なケアの実施

提携する京都府内の医療機関もメンタルケアで実績のある機関ばかりです。

就業規則の改定などが必要となった際、社会保険労務士の紹介も可能です。

弊社代表　プロフィール

京都市内大学病院に８年在職後、一部上場企業の健康管理室に産業看護職として２５年勤務。その間精神保健福祉士(国家資格)、産業カウンセラー資格を取得し、第一種衛生管理者として企業内での産業保健分野の中核を担う。**２０００人の事業所でメンタル休務者をゼロにした実績を持つ**。衛生施策の立案・実施の経験も多く、復職支援制度の作成にも参画し、再発予防対策も実践してきた。医療との連携も強みであり、メンタルヘルス対策をすることが企業の生産性を上げることにつながるコンサルテーションを得意とする。

＊「京都こころとからだの相談室」＝メンタルヘルスサポート契約も実施中

京都丸太町・京都駅前にて開設・曜日によって９時～１２時・１３時～１６時　１件につき４０分程度

＊定期訪問及び臨時訪問　＊職場診断及び職場懇談会＊電話相談＊各種研修

定額サポート　月１万円～　詳しくは担当までお願いします。

株式会社ウェル・カム

連絡先　電話　０７５－２５３－２４４６**FAX**　０７５－２５５－６７８０

E-mail　info@well-come.jp　URL　：http://well-come.jp

住　所　〒604-0835　京都市中京区御池通り高倉西入ル高宮町 219 番地サニーフォレストビル　４階

＜本件に対するお問合せ＞　広報担当者名：飯村　麻紀